

健康・スポーツ科学センター教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州産業大学学則第70条第2項の規定に基づき、健康・スポーツ科学センター教授会（以下「センター教授会」という。）の構成、審議事項及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 センター教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 健康・スポーツ科学センター所長（以下「センター所長」という。）

(2) 健康・スポーツ科学センター（以下「センター」という。）に所属する専属の教授、准教授、講師及び助教

2 教授会は、必要に応じて、特任教員を加えることができる。

(招集)

第3条 センター教授会は、センター所長が招集し、その議長となる。

(運営)

第4条 センター教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議決は、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

(構成員の出席義務)

第5条 構成員は、教授会に出席する義務を負うものとする。

2 構成員は、やむを得ない事由がある場合に限り、委任状を提出して他の構成員に議決権行使を委任することができる。

3 前項の「やむを得ない事由」とは、次に掲げるものとする。

(1) 公務上の出張

(2) 病気その他健康上の理由

(3) 忌引その他社会通念上相当と認められる事由

(審議事項)

第6条 センター教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 採用候補者の審査等に関する事項

(2) 昇任候補者の審査等に関する事項

(3) 授業科目の実施に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) センターの教育研究部門運営に関する事項

2 センター教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びセンター所長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第2号に規定する昇任候補者の審査等の審議は、第2条の規定にかかわらず、センター所長及び次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 教授への昇任は、教授

(2) 准教授への昇任は、教授及び准教授

(3) 講師への昇任は、教授、准教授及び講師

4 前項の場合においてセンター所長は、必要に応じて准教授、講師、助教を陪席させることができる。

(学長の出席)

第7条 学長は、必要に応じてセンター教授会に出席することができる。

(部外者の出席)

第8条 センター所長は、必要に応じ、構成員及び関係教職員の同意を得て、当該関係教職員に、センター教授会への出席を求めて、意見を聴くことができる。

(議題の通知)

第9条 センター所長は、センター教授会の議題を、開催日の2日前までに学長に通知するとともに、その構成員の閲覧に供しなければならない。

(議事録)

第10条 センター所長は、センター教授会の議事録を、速やかに学長に提出するとともに、構成員の閲覧に供しなければならない。

(事務)

第11条 センター教授会の事務は、センター事務室が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。